

用語集 (P.4～22の※印の番号を説明しています。)

用語		本計画における意味
※1	アクセシブルな書籍	「アクセシブル」とは、利用しやすいさまをいい、「アクセシブルな書籍」は、読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等、視覚障がい者等が、その内容を容易に認識することができる書籍。
※2	点字図書	6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で記された図書。点字と点図（点を使って図や絵を表したものを）を使った点訳絵本もある。
※3	録音図書	耳で聴いて読書できるように、墨字（活字）の文章を声に出して読み、その音声を収録したもの。再生機を使用する。
※4	拡大図書	弱視の人などが読みやすいよう、通常の書籍より文字や図を拡大して製作された図書。
※5	電子書籍	電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声再生可能なものもある。電子書籍には、あらかじめ固定されたレイアウトで表示される「固定レイアウト型」と端末の画面に合わせて自動表示され、文字の大きさも変更できる「リフロー型」がある。
※6	サピエ図書館	視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある人に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。
※7	点字図書館	点字、録音、デイジー図書等の製作・貸出やレファレンスサービス、デイジー図書再生機の貸出等、目の見えない、見えにくい人などへの情報提供サービスを行っている施設。 大阪府内には、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター点字図書館、大阪市立早川福祉会館点字図書室、社会福祉法人日本ライトハウス情報文化センター、堺市立健康福祉プラザ点字図書館がある。
※8	点訳	文字や文章を点字化すること。
※9	音訳	文字や文章を音声化すること。

※10	特別支援学校 (支援学校)	学校教育法第 72 条に定められている、視覚・聴覚・知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）のための学校。大阪府が所管する特別支援学校は、校名に「特別」をつけず、「支援学校」としている。
※11	読書支援機器	視覚障がい者等の読書を支援するための機器で、点字ディスプレイ、デジプレイヤー、拡大読書器等がある。
※12	ピアサポート	「仲間同士の支え合い」を表す言葉。ここでは、障がい当事者による支援のこと。
※13	拡大読書器	カメラで撮影した文字や画像を拡大したり、背景と文字を白黒表示することにより、読み書きを支援する機器。据置型と持ち運びができる携帯型などがある。
※14	ピクトグラム	絵文字や絵を使った図表を用いて、情報や注意を示すために表示される記号。
※15	ICT サポート センター	障がい者等の ICT（情報通信技術）の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、パソコンボランティアの養成や派遣、ICT 機器の紹介、貸出・利用に係る相談、サピエ図書館等のインターネットサービスの利用支援等を行う拠点。大阪府では、大阪府 IT ステーションで障がい者向け IT 支援機器・ソフトの展示も含め実施しています。
※16	LL ブック	「LL」とは、スウェーデン語の「Lattlast（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LL ブック」は、読むことに困難を感じている人に合うよう、分かりやすく読みやすい形で書かれた本のこと。 (「Lattlast」の表記は、正しくは2つの「a」の上にウムラウト記号が付く)
※17	デイジー図書	「デイジー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚の CD に 50 時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。
※18	通級	小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の通常の学級に籍をおき、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた個別の指導を通常の学級以外の場（通級指導教室等）で受ける指導形態のこと。

※19	リーディングスタッフ（特別支援教育コーディネーター）	障がいのある幼児・児童・生徒の指導・支援方法や、支援に向けた校内体制構築に関する助言のため、小・中学校等への訪問相談や教員研修の支援を行うなど、府内の支援教育推進のけん引役として指導的な役割を果たす教員。
※20	特定書籍	著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障がい者等が利用しやすい書籍。
※21	特定電子書籍	著作権法第 37 条第 2 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等。
※22	音声デイジー	音声データに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機等で読み上げさせて聴くことができるもの。
※23	対面朗読（リーディング）	視覚による読書に困難を感じている人を対象として、本や雑誌等を代読すること。
※24	レファレンスサービス	資料や情報を求める利用者に対して、図書館の資料やデータを使って文献の紹介・提供などを行うサービス。